意　見　書

2020年　11月　24日

公立大学法人青森公立大学
理事長　八桁　幸男　様

２０２０年１１月１６日付をもって意見を求められた公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定ににについて、下記のとおり意見を提出します。

記

案件「公立大学法人青森公立大学職員給与規定の一部を改正する規程の制定について」は、青森県人事委員会勧告に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本法人職員の給与を改定するものである。本件の一部改正は、社会経済的状況に鑑み、やむを得ないものと考えられる。

以上の改正趣旨及び改正内容を踏まえ、本案件に同意する。

なお、今後状況好転の折には、全職員の待遇について、適切順当に改善されていくことを期待するものである。

以上。

（労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の）

・職名　准教授　　・氏名　植田栄子　㊞

（労働者の過半数を代表する者の選出方法）

・投票による信任